

大町小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

はじめに

ここに定める「大町小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

また、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、令和6年3月「上越市いじめ防止基本方針」が改定されたことを反映させたものである。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生した場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、学校運営協議会などの関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法 第2条

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ類似行為の定義

県条例 第2条第2項

いじめ類似行為とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

「一定の人的関係」…学校の内外を問わない。

「物理的な影響」…身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること（インターネットを通じて行われるものを含む。）

具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等（国の基本方針による）

具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等

（県の基本方針による）

（２）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得る身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ・いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。ささいな兆候であってもいじめではないかという視点で対応する。
- ・学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、相互に協力して、いじめのない子ども社会を実現する。

（３）学校としての構え

「上越市いじめ防止基本方針」に基づき、大町小学校では、いじめ防止の基本姿勢として、以下３つのポイントを挙げる。

- ① いじめを未然防止するため、児童一人一人の自己有用感を高め、充実感のある楽しい学校づくりを推進するとともに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② いじめの早期発見、いじめ根絶のために、組織的な対応を行い、さまざまな手段を講じる。
- ③ 当該児童の安全を保証するとともに、学校内に限らず各種団体や専門家と協力して対応しているよう、相談体制、指導体制の充実を図る。

2 いじめの未然防止のための取組

「生徒指導の実践上の視点」を教育活動に生かす。

- ・自己存在感の感受
- ・自己決定の場の提供
- ・共感的人間関係を育成すること
- ・安全・安心な風土の醸成

（１）全ての児童が「分かる」「参加できる」授業づくり

- ・児童が主体的にかつ楽しく学び、思考力・判断力・表現力等を育むように、授業内容を設定し、意図を明確にして体験的な活動や問題解決的な活動、話し合い活動などを取り入れた学習を工夫する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間とかわり、自己有用感を味わいながら、

望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。

- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 自他を尊重する心の育成

- ・友達とのかかわりの中で自分や友達のよさが分かり、相手の気持ちを考えた言動ができる子どもを育成する。
- ・教育活動全体を通じて、命を大切にすることを育てるとともに、社会生活上の決まりを身に付け、善悪の判断ができる子どもを育成する。
- ・差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもってかかわるための人権意識を高め、差別解消に取り組む態度を培うよう、道徳教育、人権教育や同和教育、子どもの権利学習の充実を図る。
- ・生徒指導年間指導計画に則って活動を行い、学校評価アンケートにより活動を見直していく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・学習用タブレット、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、学習用タブレット、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルなどについて、児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 「心を見つめる日」の設定、「心のアンケート」の実施を含めた的確な情報収集

- ・毎月「心を見つめる日」を設定し、自分を見つめる場とする。
- ・「心を見つめる日」に「心のアンケート」を実施し、児童の心の変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。いじめのサインを見逃さない。
- ・児童の問題行動等からいじめの疑いに関する情報を収集、記録し（生活指導部を中心に）全職員で共有する。
- ・6月、11月に自宅での「心のアンケート」を実施する。

(2) 教育相談の実施

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度、傾聴・受容する姿勢で教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるよう、日ごろから児童理解に努める。
- ・問題発生時には、安易に考えず、問題が深刻になる前に早期対応できるように、危機意識をもって児童、保護者の相談にあたる。
- ・教職員は全職員で情報共有を行い、学校全体で児童を教育している認識をもつ。

(3) 保護者の理解と協力による連携の構築

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、当日中に保護者への報告を行い、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・日頃から全ての保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の具体的な内容の周知を図る。(ホームページ、学校だよりに掲載等)

(4) 地域・関係機関との連携

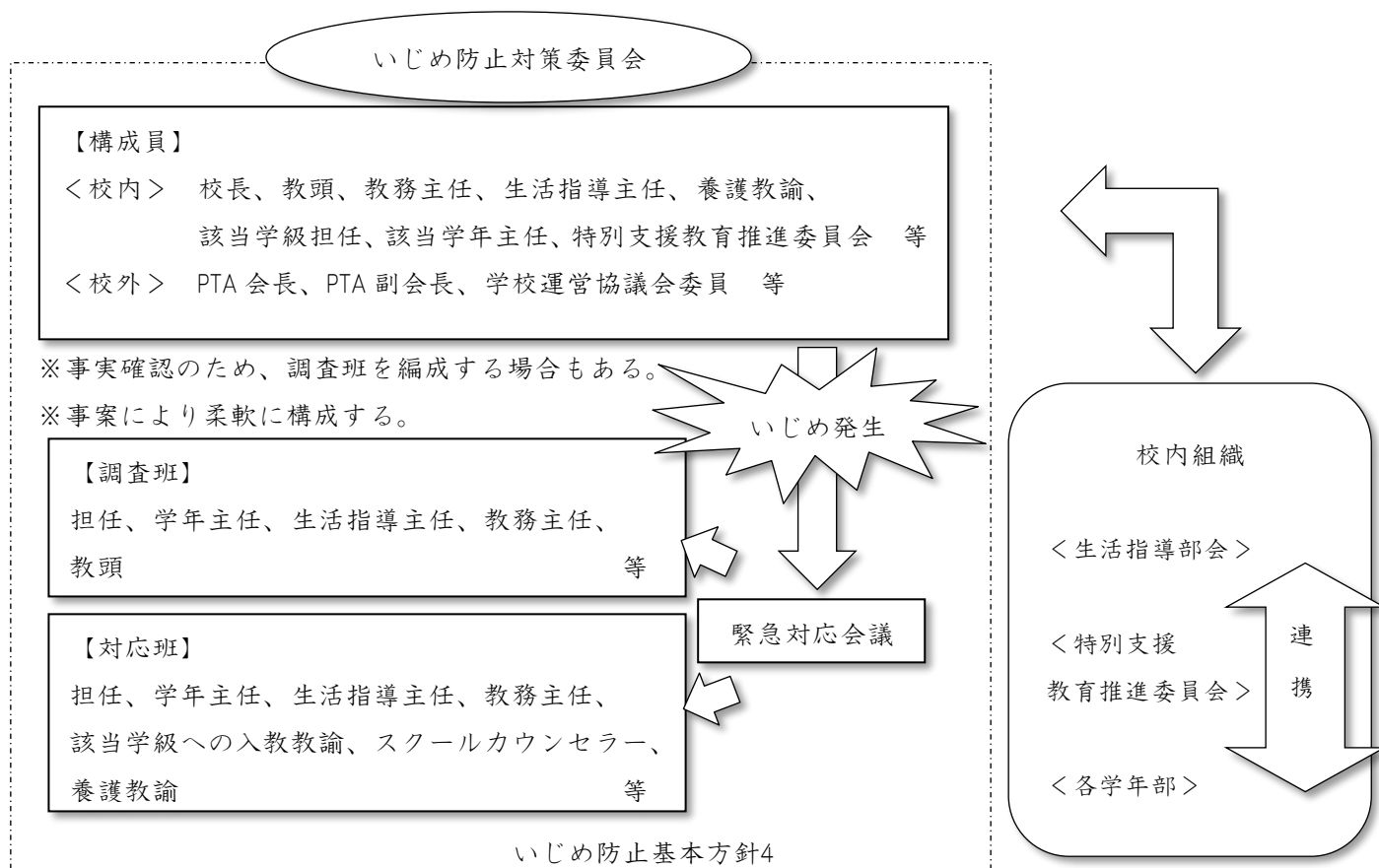
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、学校運営協議会等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法 第22条

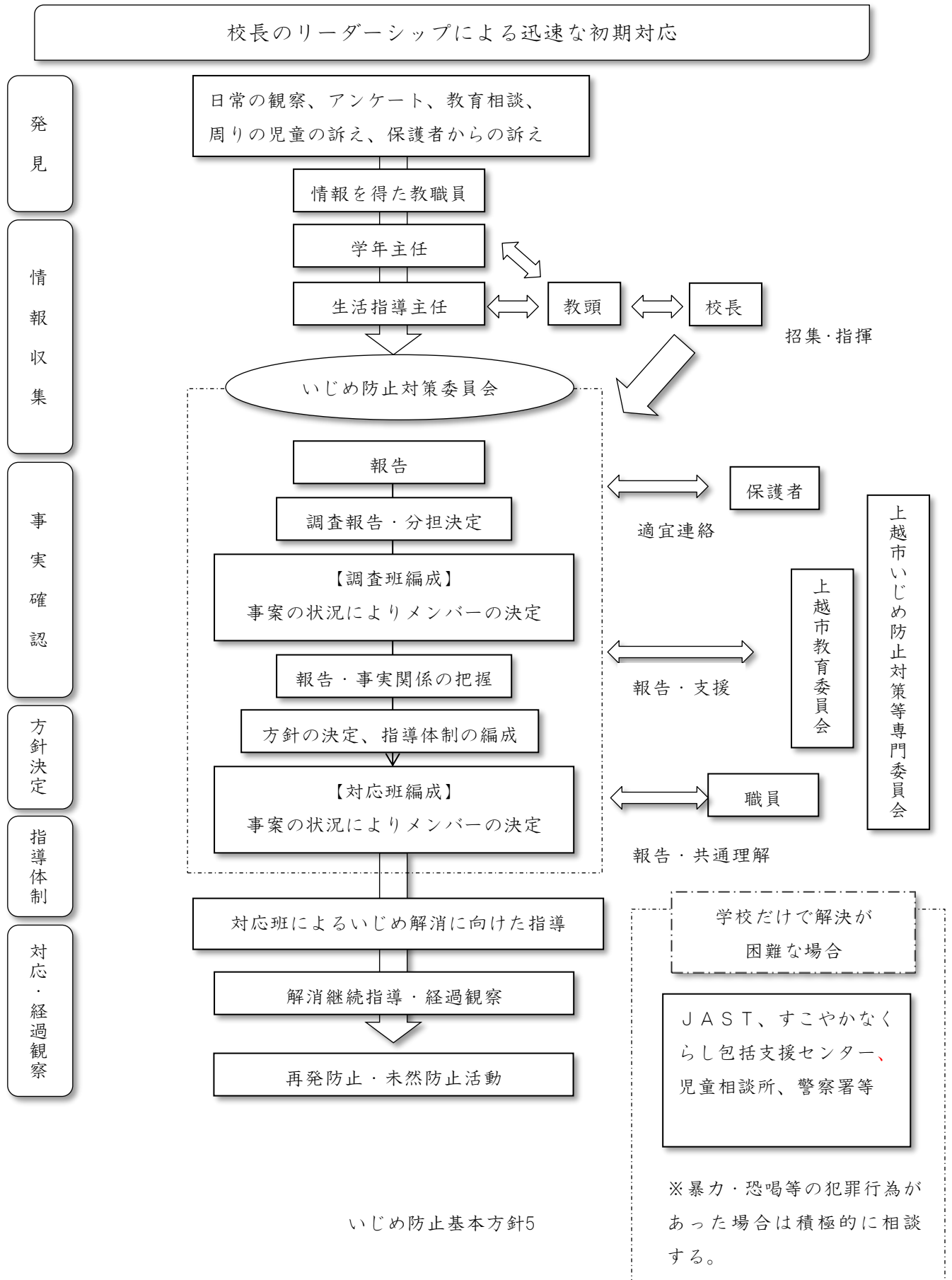
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止基本方針が機能しているかどうか随時点検・見直しを行う。



5 いじめが起きた場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。



◎全て、時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」の事実確認を行う。

◎完全ないじめ解消を、全教職員で確認する。完全ないじめの解消とは、3か月間いじめが認められず、いじめられた児童自身に心身の苦痛がないと認められた場合とする。

◎いじめを行った児童への対応

抱えている問題とその心に寄り添いながら

- ・いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・事実に対する理解や納得を得た上で、保護者と連携し以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官などの外部専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。
- ・プライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行う。

◎いじめが起きた集団への働きかけ

- ・「いじめを絶対許さない」という教員の姿勢を示し、学校、学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめ解消に向けて主体的に取り組むよう指導する。
- ・いじめは絶対に許されないことであることの認識を高め、いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。
- ・いじめのあった学級には多くの教員が関わり、児童の声に耳を傾ける。
- ・プライバシーの保護から、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある行動をするよう指導する。

6 「重大事態」への対処

「重大事態」とは、

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※その他の場合として、児童や保護者から、重大事態に至ったと申し立てがあったとき、重大事態が発生したものとして教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告する。

(1) 重大事態の報告

重大事態であると思われる案件が発生した場合には、情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握し、その概要を速やかに教育委員会に報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

(2) 事実関係を明確にする初期調査の実施

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を調査し、明確にする。

- ・調査に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先にする。
- ・質問紙調査の実施により得られた結果について、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡などの場合）は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

（３）調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。関係者の個人情報に十分配慮する。また、事案によっては、学年及び学校全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。